

京都市は市内125箇所、全ての介護施設ショートステイの食費を10月までに、一食毎に改善します。

利用者と家族の声と要請、特に95歳の利用者（おばあさんの声）により、京都市は今年1月に施設アンケート（実態調査）を行い、52%の施設が一日毎の徴収をしていました。2月、各施設に是正への協力依頼の文書を送り、施設名の公表も検討していました。また、3月に京都市議会では意見書を決議し、国に要請しました。

2005年10月、食費と居住費は原則、利用者の全額自己負担に改定され、利用者と施設の契約になりました。厚労省のQ&Aでは「食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイについては、入所の期間も短いことから、一食ごとに分けて設定することが望ましい。」と述べています。しかし、一食毎の設定の施設は5年前、1割程度でした。自治体行政および施設に改善要請しても「望ましい」では強く指導できない、施設も自由契約だからと消極的でした。食べてもいない、提供されてもいない食費を一日毎として徴収することは誰が見てもおかしいことです。無駄な出費です。また負担軽減による保険給付（補足給付）は保険料と税金からの支出です。無駄な支出です。

ショートステイの入所と退所の時間により、無駄な出費と支出が異なりますが、平均1000円と見積もり、平成10年度の全国のショートステイの利用者は延べ415万人だから約41億円が無駄な金額です。2005年から7年間で約280億円です。厚労省では特養ホームの内部留保額は1施設あたり平均3億円あり、全国で約6000施設ある特養ホームの内部留保の総額は1兆8千億円強に上る計算になると報告しています。介護職員の給料の待遇改善にならないのでしょうか。

介護保険の財源は、50%は40歳以上の国民の介護保険料と、50%は国民の税金です。負担軽減による無駄な補足給付はここから支出されています。すなわち、一食でいいものが一日分として補足給付されています。今年の介護保険料(65歳以上)は5000円/月を超え、約1000円上がり、消費税増税も控えています。

2012年介護保険改定において、厚労省はQ&A（平成24年3月30日）で食費の設定について「原則として一食ごとに分けて設定する。」と断定的に明記し、「望ましい」の文言を削除しました。しかも、「消費者契約法では消費者に一方的に不利益な契約条項は無効にできる。その考えを踏まえ」とコメントしています。（毎日新聞）

京都市は厚労省のQ&A改訂を踏まえ、再度6月に改善要請と調査を行い、7月末の集約では、10月までに125施設、すべてが一食毎の設定に改善されることとなります。ホームページで公開することも検討しています。

2005年の改定から7年間、無駄な金額と時間が浪費されてきました。その当時、介護保険に関わっておられた委員、学者、評論家そして政治家は何を議論されていたのでしょうか。分かっていたが放置されたのでしょうか。国民、市民を甘く見られていたのでしょうか。なぜなら、病院施設は一食毎にしています。

各施設からの介護給付（保険給付）の請求は各自治体の国民健康保険団体連合会（国保連）でチェックし、自治体の介護保険課が支払うシステムになっています。国保連によれば介護保険課からの情報提供が少なければチェックもできません。負担軽減（第1段、第2、第3段階）は情報提供されているが、一食毎か一日毎かの内容を国保連には情報提供されていないから不正請求されても分からないということです。行政に任せるのではなく、地域住民（市民）が関与していくシステムが必要です。

残念ながら、京都市に比べ、京都府の取り組みは遅れています。京都だけの問題ではありません。全国、各都道府県での取り組みが肝要です。利用者と家族および市民は声をあげ、改善を求めていくべきです。ごく当たり前の利用者の権利です。今回の厚労省の「一食毎」の明記により、地方自治体と施設は改善せざるを得なくなりましたが、進捗を早め、実行を進めるのは利用者と家族、市民の声がなければなりません。